

信州の木活用課長  
森林づくり推進課長 様  
地域振興局林務課長

森林政策課長

市場単価及び土木工事標準単価における通勤補正について（通知）

市場単価及び土木工事標準単価（以下「市場単価等」という。）による積算において、通勤補正の取扱いを下記のとおり定めますので、適切な設計積算に御配慮ください。

記

1 通勤補正の算出方法

- (1) 市場単価等は、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い 6 歩掛の補正（1）通勤補正について」の適用外とする
- (2) 地理的条件により地元市町村役場（支所等を含む。）から現場までの片道に 1 時間を超える場合は、市場単価等に通勤補正として上記（1）に代わり 10%の割増補正を行う
- (3) 市場単価等に「時間的制約を受ける場合」の補正又は通勤補正を行う場合は、補正内容が重複するため、どちらかの補正のみとする

2 適用年月日

- (1) 令和 5 年 4 月 1 日以降に起工起案する案件から適用する
- (2) 既発注案件への適用については、受発注者間における協議の上で決定する

3 その他

積算システム上は、各施工単価の条件選択において該当する条件を選択することで自動計算します。

【担当】指導担当 【森林政策課長】柳原 健 【主任専門指導員】毛受 誠 【担当】増井 僚 TEL：026-235-7265 FAX：026-234-0330 防災無線：8-231-3227 所属 E-mail：rinsei@pref.nagano.lg.jp
--